公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年８月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成 22 年９月 30 日　　財務大臣　野田　佳彦

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成22年４月１日から平成22年８月31日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	2,164,000	ＫＧ	0.0	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852・00号の２の(3)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	968,089	千円	0.0	平成22年６月16日 適用停止 全特恵受益国等
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	441,934	千円	0.2	平成22年８月17日 適用停止 中華人民共和国
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	286,234	156,822	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国 平成22年７月16日 適用停止 インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	498,414	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の１に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	7,640	千円	0.0	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
7	関税率表第2922・42号の１に掲げる物品	グルタミン酸ソーダ	1,064,094	687,143	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 ブラジル 平成22年９月16日 適用停止 中華人民共和国
8	関税率表第3301・25号の１の(2)に掲げる物品	ペパーミント油（メンタ・アルベンシスから採取したもので、総メントールの含有量が65％以下のもの）	44,683	39,761	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 インド 平成22年７月16日 適用停止 中華人民共和国
9	関税率表第3502・11号又は第3502・19号に掲げる物品	卵白	1,174,587	438,021	千円	0.6	平成22年９月16日 適用停止 インド （ブラジル） 170,981千円
10	関税率表第3505・10号の１に掲げる物品	でんぷん誘導体	13,988,916	1,381,465	千円	0.0	
11	関税率表第3505・10号の２又は第3505・20号に掲げる物品	デキストリン、デキストリングルー等	199,270	845,844	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
12	関税率表第36・04項に掲げる物品	花火等	1,621,020	417,815	千円	0.0	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
13	関税率表第39・01項から第39・04項まで、第39・06項又は第3911・10号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第3914・00号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	ポリエチレン、ポリスチレン等の塊、粉、粒、フレーク等	22,051,945	5,721,877	千円	0.2	（タイ） 3,584,767千円
14	関税率表第3006・91号及び第3926・90号の２に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	クロスシート	1,575,415	945,871	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国